

事業所税ってなに？



突然だけど、事業所税って知ってる？
市内の事業所等で法人や個人が行う事業に対して
かかる税金のことなんだけど。

事業所税？ 事業税ではなくて？



事業税（都道府県税）とは別の税金（市税）だよ。
事業所税は事業所等の床面積を対象とする「資産割」と
従業者の給与総額を対象とする「従業者割」に分けられて、
一定の基準を超えると申告や納付が必要になるんだ。

なるほどね。いくらぐらいかかるの？



「資産割」は 事業所等の床面積1㎡につき 600円で、
「従業者割」は 給与総額の 0.25%が税額になるよ。

そうなんだ。
いつ納税通知書が送られてくるの？



事業所税は納税通知書が送られてくるのではなく、〈申告納付〉といって、法人・個人に
かかわらず事業を行っている人が税額を計算して申告や納付を行う必要があるんだよ。
例えば法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に行わなければならないんだ。

期限に注意して、自分で申告しないといけないんだね。



そのとおりだね。
期限までに申告しなかったり、申告税額に不足がある場合
などは加算金がかかることもあるから要注意だね。

でもうちの会社はほかの人や会社から事業用の家屋
を借りていて、自社名義の事業用家屋を持っていな
いから資産割はかからないよね？



実はそうとも言い切れないんだ。
ほかの人や会社から借りている場合も、家屋の名義にかかわらず床面
積を合算することになるんだよ。
この場合、貸している側は【事業所用家屋の貸付（使用状況）申告書】
を提出しなければならないんだ。

貸している側にも申告の義務があるってことだね。



ほかにもいろいろと要件があるから詳しくは、旭川市のホームページにある
【事業所税の手引】を見てみるといいよ。
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/112/113/1142/p007931.html>

◎ 事業所税とは

事業所税は、旭川市内の事業所等で法人又は個人が行う事業に対し課せられる税金です。概要は次のとおりです。

	資産割	従業者割
納税義務者	家屋の名義にかかわらず、当該事務所・事業所において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積	算定期間中に支払われた給与等総額
課税標準の算定期間	法人：事業年度 / 個人：1月1日から12月31日まで	
免税点制度 <small>※免税点判定は資産割、従業者割それぞれで行います。判定基準日は算定期間末日時点です。</small>	市内の事業所床面積合計が・・・	市内の従業者数合計が・・・
	800.00㎡ ～ 1,000.00㎡ : 申告のみ必要 1,000.01㎡ ～ : 申告と納付が必要	80人 ～ 100人 : 申告のみ必要 101人 ～ : 申告と納付が必要
税率	1㎡につき600円	給与等総額の0.25%
課税形式	申告納付形式 (納税義務者自らがその納付すべき税額や課税標準を申告することを義務付けられ、その申告により税額が確定するものです。)	
申告と納付の期限	法人：事業年度終了の日から2か月以内 / 個人：翌年の3月15日まで <small>※申告期限の延長制度はありません。 ※申告期限までに申告がない場合や申告税額に不足がある場合等、加算金が課される場合があります。</small>	

市内に所有する事業所用家屋を貸し付けている場合は、「事業所用家屋の貸付（使用状況）申告書」を提出してください。

申告義務者	要件	申告期限	申告物
事業所用家屋の全部又は一部の貸付を行う者	① 新たに貸付を行うこととなった場合 ② 既に申告した事項に異動が生じた場合	貸付日 又は 異動日から 1か月以内	事業所用家屋の貸付（使用状況）申告書 <small>※必要に応じて「建物平面図」や「契約書の写し」を添付していただくことがあります。</small>

